

2022年8月19日

栃木労働局長

藤浪 竜哉 殿

栃木県佐野市浅沼町796

佐野地区労働組合会議
議長 久保田宏光

労働組合わたらせユニオン
委員長 小野 勉

先に公示された「栃木県最低賃金の改定に関する栃木地方最低賃金審議会の答申」について、以下の通り異議申し出を行います。

(1) 異議申し出の内容

先日公示された、栃木県最低賃金を31円引き上げ、913円とするとの答申は、最低賃金法第1条の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」を踏まえた審議の結果とは思えません。

中小企業に対する支援策を積極的に議論する中で、今年度、栃木県最低賃金を1000円以上に引き上げるべきです。栃木労働局長は金額が低すぎることを理由として栃木県最低賃金審議会に再審議を求めるべきであると考えます。

(2) 理由について

今年度、中央最低賃金審議会の目安の答申における公益委員見解には、以下のように記述されています。

ア. 賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の継続労働者に限定した賃金上昇率が2.1%になっている。ただし、この数値は今年4月以降の消費者物価の上昇が十分に勘案されていない可能性がある。

- イ. 労働者の生計費については、消費者物価指数の「持ち家の帰属家賃を除く総合」が、今年4月に3%になっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超えている。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、基礎的な支出項目にかかる消費者物価の上昇も勘案し、3%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある。
- ウ. 通常の事業の賃金支払い能力については、企業の利益や業況がコロナ禍からの改善傾向がみられるものの、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要がある。
- エ. 各ランクの引き上げ額の目安については、前記ア、イ、ウを総合的に勘案し、今年度の各ランクの引き上げ額の目安は3.3%を基準として検討することが適当である。地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別大低賃金の最高額に対する最低額の比率を上昇させる必要も考慮し、A・BランクとC・Dランクの差を1円とすることが適当である。

上記のような判断のもと、目安としてBランク栃木は31円の引き上げとなっています。最低賃金法において、最も重視すべき事項は「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定に資することです。その目的を達成するためには、少なくとも物価上昇率を上回る改定が必要です。公益委員見解の「物価の上昇、とりわけ『基礎的支出項目』といった必需品的な支出項目については4%を超える上昇率となっており、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する」としながらも、引上率が3.5%にとどまるのは理解できません。

帝国データバンクが公表した食品メーカーの値上げ調査の結果によると、8月の2431品目の値上げに続き、10月にはさらに6305品目の値上げが計画されています。まさに記録的な「値上げの秋」になるという予測が出ています。

前記、公益委員見解の中では、地方最低賃金審議会に対する期待として「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。」としています。ま

に状況認識に大きな変化が生じつつあります。栃木地方最低賃金審議会の31円引き上げという答申は、こうした状況認識の大きな変化に対応しているものではありません。

今年度1000円以上の最低賃金にするとともに、全ての議論を公開するよう要請してきました。しかし、専門部会は今年度も非公開とされました。また、専門部会の議事要旨を異議申し出に間に合うよう公表することを要請しましたが、これも実現していません。金額審議において、どのような議論が行われたのか、また、私たちの意見書や意見陳述は審議会の議論にどのように反映されたのか、全く分からないます。

もし、このまま31円の引上げが決定し、10月から施行されるのであれば、8月以降の物価上昇を勘案し、最低賃金法第12条に基づき、栃木労働局長は、今秋、再度、栃木地方最低賃金審議会に対し、改定を諮問するべきです。

以上